

本日（2016年5月20日）午後1時30分、東京地方裁判所に、「平成26年10月17日、国交大臣がJR東海に対して行った、全国新幹線鉄道整備法に基づく中央新幹線工事実施計画の認可処分の取消しを求める訴訟」（通称：ストップ・リニア！訴訟）を提起しました。 | 1

（1）訴訟に至るまでの経過と提訴理由

2014年10月17日、国交大臣がリニア中央新幹線の工事認可を下したのを受けて、「リニア新幹線沿線住民ネットワーク」は、すぐに行政不服審査法に基づき、工事認可の取消しを求める異議申し立ての集約にとりかかり、12月16日、沿線住民を中心とする5,048名の申立書を国交大臣あてに提出しました。

しかしその後、異議申し立ての審査について国交省からは何の説明もなく、問い合わせに対しても「審査中」を繰り返すのみで進展が見られませんでした。一方でリニア事業自体は進行し、JR東海は品川で工事の「安全祈願祭」を実施、2015年12月18日には、山梨県早川町で、南アルプストンネル工事の着工式を強行しました。

この間沿線住民からは、住民への圧倒的な説明不足や杜撰なアセスへの不満がつのり、このままでは工事が進行してしまうという懸念が広がって、いつ出されるかわからない国交省の裁決を待たずに、リニア新幹線工事の是非を司法に問うことを決め、今回の訴訟提起に至りました。

（2）訴訟の目的

訴訟の目的は以下の2点です。

- ①国交省のリニア新幹線事業の工事認可を取り消させ、この事業計画を白紙に戻す。
- ②国交省の事業認可に至るまでの審査の不備と、JR東海のアセスメント（環境影響評価）を始めとする情報非開示と、事業計画の杜撰な内容を明らかにする。そのことで、不要、不急な公共事業及び公共性の高い事業を無くすという今後の運動に活かしていく。

（3）訴訟の内容

訴訟で争う点は以下2点に集約されます。

- ①全国新幹線鉄道整備法及び鉄道事業法違反
 - (a) リニアは従来の新幹線とは違う「磁気浮上式鉄道」であり、ネットワーク性を欠く。
 - (b) 「リニアが実現してもペイしない」（JR東海・山田佳臣前社長）発言に見られるように、経営破たんし事業が中断する可能性がある。
 - (c) 事故や地震発生時の安全対策が極めて不十分である。
- ②環境影響評価法違反

(a) リニアのアセスメント自体が環境保全対策に具体性を欠いており調査も不足している上、工事中や供用後も影響は「ない」か「ほとんど無い」などと擬装している。

(b) 項目として、沿線全体で問題が発生する可能性が高い。

■地下水脈の破壊、■不明な残土処理対策、■工事車両による騒音、振動被害など生活環境影響。走行の安全対策の不備、■南アルプスを中心とする自然破壊、■電磁波の健康影響の危険性、■あかり部の日照や景観被害など。

| 2

(4) 原告数 総計 738人

原告の地域的分布は以下の通りです。

東京都	74名	大深度地下トンネル
神奈川県	211名	中間駅、車両基地、川崎は大深度トンネル
山梨県	150名	中間駅、実験線を供用使用、水枯れ
静岡県	40名	大井川の減水、源流部に残土置き場
長野県	29名	中間駅、南アルプスの自然破壊、大鹿村
岐阜県	94名	中間駅、ウラン鉱山通過
愛知県	85名	大深度地下トンネル
その他	55名	北海道、千葉、大阪、兵庫、福岡各県等

(6) 訴訟態勢

原告団団長 川村晃生 (山梨) 副団長 原 重雄 (岐阜)

原告団事務局 事務局長 天野捷一 (神奈川)、事務局次長 橋本良仁 (東京)

弁護団共同代表 (3名)

関島保雄 (東京・関島法律事務所)

中島嘉尚 (長野・あるぷすの風法律事務所)

高木輝雄 (愛知・名古屋共同法律事務所)

弁護団事務局 事務局長 横山 聡 (東京・アルタイル法律事務所)

〃 次長 和泉貴士 (東京・八王子合同法律事務所)

(7) 問合せ先

川村晃生(原告団長) TEL&Fax 055(252)0288

天野捷一(〃事務局長) TEL&FAX 044(866)5785、携帯090(3910)8173

関島保雄(弁護団代表) TEL 042(649)1861 FAX 042(649)1871

中島嘉尚(〃) TEL 0263(32)3455 FAX 0263(32)3469

高木輝雄(〃) TEL 052(655)6501 FAX 052(655)6502

横山 聡(弁護団事務局長) TEL 03(6380)5613 FAX 03(6380)5614